

卷末資料

I. モデルルートの詳細

II. 用語集

I. モデルルートの詳細

(1) WAKAYAMA800 (わかやま800)

- ・地域の魅力を楽しみながらの観光や健康づくりを促進するため、利便性や安全性を備えた県内全域にわたる総延長約800kmの「川・山・海」の3つのサイクリングロードについて、利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組を県に働きかけていきます。



山のサイクリングロード



川のサイクリングロード

海のサイクリングロード

番号	種別	名称	ルート区間(起終点)
1	川	R-1	起点 和歌山港 終点 J R 開田駅
2	川	R-2	起点 井阪橋南詰交差点 終点 和歌山電鐵貴志駅
3	山	M-1	起点 田辺龍神線(田辺市湊交差点) 終点 国道370号(九度山交差点)
4	山	M-2	起点 国道42号(富田橋交差点) 終点 国道42号(速玉大社前交差点)
5	山	M-3	起点 国道370号(六堂ノ辻交差点) 終点 国道370号(矢立交差点)
6	山	M-4	起点 国道480号(安諦橋北詰交差点) 終点 国道480号(高野山道路交差点)
7	山	M-5	起点 国道424号(丹後の森交差点) 終点 国道425号(田辺龍神線交差点)
8	山	M-6	起点 国道169号(宮井橋南詰交差点) 終点 国道169号(道の駅おくとろ)
9	山	M-7	起点 国道425号(塩谷交差点) 終点 国道425号(国道424交差点小家)
10	山	M-8	起点 岩出野上線(井ノ口交差点) 終点 岩出野上線(動木南交差点)
11	海	S-1	起点 新宮停車場線(速玉大社前交差点) 終点 岬太加港線(府県境)
12	海	S-2	起点 那智山勝浦線(那智駅前交差点) 終点 那智山勝浦線(熊野那智大社)
13	海	S-3	起点 国道42号(平松交差点) 終点 田原古座線(道の駅虫喰岩)
14	海	S-4	起点 那智勝浦古座川線(明神橋交差点) 終点 那智勝浦古座川線(道の駅滝之泽太郎)
15	海	S-5	起点 すさみ古座線(西向交差点) 終点 田原古座線(古座川町役場交差点)
16	海	S-6	起点 横野串本線(浅海交差点) 終点 横野串本線(横野崎灯台)
17	海	S-7	起点 宮崎古江見線(安諦橋南詰) 終点 有田みかん海道(有田湯浅線交差点)

和歌山県サイクリングロードマップ

(2) 太平洋岸自転車道

- ・「太平洋岸自転車道」は、千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山県和歌山市に至る延長 1,487km の自転車道であり、走行環境や受入環境等の整備を行い、一定の水準を満たしたため、令和 3 年 5 月 31 日に自転車活用推進本部長（国土交通大臣）からナショナルサイクルルートに指定されました。
- ・引き続き、走行環境や受入環境等の利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組を県に働きかけていきます。



※次ページに詳細図掲載

太平洋岸自転車道 全域図



II. 用語集

※1 サイクルツーリズム [本編 P. 3]

観光とサイクリングを組み合わせたもの。自転車の活用による地域振興の取組として、全国各地で展開されている。

※2 WAKAYAMA800（わかやま800）[本編 P. 3]

県内全域で整備を進めている延長約800kmのサイクリングロード。
和歌山県にはあらゆるレベルのサイクリストに対応する、サイクリングに適した無限大のルートがあり、他の先進地よりサイクリングする楽しさが多いことも表現している。

※3 太平洋岸自転車道 [本編 P. 3]

千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山県和歌山市に至る延長1,487kmの自転車道

※4 自転車ネットワーク計画 [本編 P. 5]

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月）国土交通省道路局、警察庁交通局」に基づき、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。

道路管理者や都道府県警察、地域の関係者等の参画のもと、市町村が様々な行政課題の中で総合的に判断して策定するもの。

※5 ナショナルサイクルルート [本編 P. 5]

優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たすルートについて国が指定したルート。日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強力に推進していくもの。

※6 国土強靭化基本計画 [本編 P. 7]

国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靭化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画。